筑波愛児園 地域交流スペース利用規程

第1条(趣旨)

この規程は筑波愛児園の地域交流スペースの利用するために必要な事項を定める

第2条(使用対象者)

つくば市在住の者及びつくば市内の自治会、青年会、子ども会、老人会、サークル等各団体

第3条(使用目的)

会議、講演会、講習会、発表会、展覧会、研修、クリスマス会等のイベント等

第4条(使用時間)

地域交流スペースの使用時間は次の通りとする

ただし、本施設が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる

平日 8:30~17:00 土日祝日 8:30~17:00

第5条(利用申請)

地域交流スペースは利用日の一か月前から予約を可能とする

事前に地域交流スペースの空き状況を確認し、原則利用日の一週間前までに「地域交流スペース利用申請書」を提出して承認を受けなければならない

尚、複数日にわたって使用する場合や継続的に利用する場合もその都度同申請の手続き を行わなければならない

利用期間が重複した場合は先着順とする

第6条(利用料金)

地域交流スペースの利用料金、光熱水費は無料とする

第7条(施設備品の貸出)

本施設の備品(貸出備品リスト参照)を使用する場合は、利用申請の際に届出しなければならない

第8条(使用者の遵守事項)

地域交流スペース利用者は次の事項を遵守しなければならない

遵守できない場合、本施設は地域交流スペースの使用を拒否し、または退去を命ずること ができる

- ① 活動目的が公序良俗に反しないものであること
- ② 利用代表者は活動当日事務棟にて『利用証』を受け取り、活動終了時に返却すること
- ③ 利用代表者は予約時及び活動当日に身分を証明できるもの(運転免許証、保険証等)を提示すること
- ④ 利用者は、活動を終了したときは直ちに地域交流スペースを現状に復すこと
- ⑤ 政治活動や宗教等の布教活動に使用しないこと
- ⑥ 営利目的の物品展示、販売、宣伝、またはこれに類する行為をしないこと
- ⑦ 他人に危害を及ぼす行為又は騒音等、他人に迷惑になる行為をしないこと
- ⑧ 建物・設備・備品等を汚損・破損するおそれのある行為をしないこと
- ⑨ 地域交流スペース利用の権利を他人に譲渡、または転貸しないこと
- ⑩ 特定の団体の利害に著しい影響を及ぼす恐れのある活動を行わないこと
- ① 火災その他災害の防止に万全を期すこと

- ② 危険物その他、他人に迷惑になる物品を持ち込まないこと
- (13) 申請書に記載した活動目的以外の行為をしないこと
- ⑭ 活動場所は地域交流スペースのみとし、その他の場所へ立ち入らないこと
- ⑤ 使用申請をしていない施設の備品を無断で使用しないこと
- ⑩ その他、施設管理上不適切な行為をしないこと

第9条(損害等の届出及び賠償)

利用者が施設の備品等を損傷、紛失したときは直ちにその旨を施設職員に届け出て指示に従い、損害を弁償しなければならない

第10条(利用申請の取り消し等)

本施設は、次の事項のいずれかに該当する場合は地域交流スペースの利用申請の取消し、 利用の中止もしくは変更をすることができる

- ①利用者が本利用規程に違反したとき
- ②工事等管理上やむを得ない事由が生じたとき

第11条(その他)

- ①本利用規程に記載のない事項については、運営委員会にて協議をし決定する
- ②地域交流スペースの利用に際して、事故・盗難等については各利用者の責任とする